

共同住宅用消防計画作成例

柏市消防局

この作成例は、一例でありますので、共同住宅の規模に応じて内容を加減し、あなたの共同住宅にふさわしいものとするようにしてください。

(※注) 以下の内容については、必ず確認してから作成してください。

※①：共同住宅の名称を記入します。

※②：防火対象物に設置されている消防用設備等の名称を記入します。

(例) 消火器、誘導灯、屋内消火栓、自動火災報知設備、放送設備、連結送水管

※③：その他欄については、共同住宅の管理形態等によって追記する事項がある場合に記入します。

(1) 管理組合が組織され、マンション管理会社等が管理している場合等で、防火管理者が日中は管理人室に勤務しているが、居住していない場合は、防火に関する連絡を担当する者等（会計担当、環境担当等）としての連絡調整を行うことができる者の業務を、以下の例示のように記入します。

また、公営団地内に自治会が組織され、同一敷地内又は一団の敷地に共同住宅が集合している場合は、自治会組織の防火に関する連絡を担当する者等（例：会計担当、環境担当等）としての連絡調整を行うことができる者の業務を記入します。

(例) 自治会役員〇〇担当者の業務

ア 防火管理者への連絡

イ 居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け補助

ウ 消防署から配布された広報紙の回覧及び管理

(2) 特例適用されている場合、特例条件の維持管理事項を明記します。

※④：その他必要な事項を記入します。

特例基準が適用されている場合居住者が、特例条件の維持管理に努めることを明記します。

※⑤：その他必要な事項を記入します。

エレベーターが設置されている場合は、避難の際使用しないことを明記します。

※⑥：訓練の実施（予定）月を記入します。

※① 消防計画書

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、防火管理業務等について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害等の発生の防止及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画で定めたことは、全ての居住者が守らなければならない。

(防火管理者の業務)

第3条 防火管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防署への報告及び連絡
- (2) 居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け
- (3) 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- (4) 共用部分における消防用設備等※②

_____の点検及び維持管理

- (5) 居住者に対する自衛消防訓練参加の呼び掛け
- (6) 消防署から配布された広報紙の回覧及び管理
- (7) その他

※③

(居住者が行う防火管理対策)

第4条 居住者は、自己の責任において、次の対策を行うものとする。

- (1) 住戸内における火気管理
- (2) 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理
- (3) バルコニーにおける避難障害となる物件の除去
- (4) 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去
- (5) 消防用設備等※②

_____の周囲における使用障害となる物品の除去

- (6) 地震に備えて、家具等の転倒防止、非常用物品の準備・保管
- (7) その他

※④

(火災が発生した場合の行動について)

第5条 火災が発生した際は、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災を発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。
- (2) 119番通報は、火災を発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。
- (3) 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- (4) 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。
- (5) その他

※⑤

(地震時の行動について)

第6条 地震が発生した際は、次の措置を行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまったら、使用中の火気の消火を行う。
- (3) 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- (4) 火災や救助を必要とする者が発生したら、居住者で協力し合い、初期消火や初期救助・救護を行う。
- (5) 不確実な情報やデマに惑わされず、ラジオや防災機関からの情報を信じる。
- (6) 周辺住民と協力し震災活動を行う。
- (7) 防災関係機関の避難命令により、広域避難場所に避難する。
- (8) 地震に関する警戒宣言が発せられた場合は、火気使用の自粛又は使用中の監視を行う。
- (9) 地震後は、火気使用設備、器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

(訓練について)

第7条 防火管理者および居住者は、次により訓練を行うものとする。

- (1) 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
- (2) 居住者は町会、自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。
- (3) 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。
- (4) 自衛消防訓練は、毎年※⑥ _____月頃に実施する。

(共用部分における消防用設備等の点検及び報告について)

第8条 消防用設備等は、点検設備業者に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、3年に1回、消防署に報告する

(防火管理業務の委託状況)

【防火管理業務の一部委託 該当 非該当】

第9条 防火管理上必要な業務の一部を委託している事項は次のとおりであり、委託状況は別表のとおりである。

- (1) 管理権原者、防火管理者等の指示、指揮命令による防火管理業務

- (2) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (3) 避難上又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (4) 火災等の災害が発生した場合における消火活動，通報連絡及び避難誘導等
- (5) 火災等の異常の監視業務
- (6) 防火対象物周囲の可燃物の管理
- (7) 防火管理業務の定期的な報告
- (8) その他

(付則)

この消防計画は， 年 月 日から実施する。

【別表の記入の仕方】

1 方式

委託の方式に応じ、以下の3区分で該当する方式をチェックすること。

なお、防火対象物の区域、時間帯などの区分によって複数の方式で委託している場合は、方式ごとに別葉にして記載すること。

(1) 常駐方式

契約物件に、1名以上常駐して行う方式である。

(2) 巡回方式

1日のうちに数回巡回して行う方式である。

(3) 遠隔移報方式

自動火災報知設備と通信回線による移報システムと組合せにより、火災異常の有無を遠隔より監視して行う方式である。

2 担当事務所

法人等で当該防火対象物を担当している事業所がある場合は、その事業所の名称、所在地を記載すること。

3 受託者の行う防火管理業務の範囲

委託している業務をチェックすること。

4 受託者の行う防火管理業務の方法

方式に応じ、以下の事項につき記載すること。

(1) 「委託する防火対象物の区域」

防火対象物の全域について委託している場合は「全域」にチェックし、特定の区域に限って委託している場合は、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 「委託する時間帯」

時間帯を限って委託している場合は、所用の区分を行った上で、具体的な時間を記載すること。

(3) 「到着所要時間」

自動火災報知設備が火災信号を受信してから、現場確認要員が当該防火対象物に到着するまでに要する時間を記載すること。